

資料5

平塚市病院運営審議会における書面会議について

平塚市病院運営審議会規程（平成25年3月29日 病管規程第8号）第7条の規定に基づき、書面会議について次のとおり定める。

1 実施方法

（1）書面会議の資料等

書面会議の実施に当たっては、返信期日を指定し、議案書、参考資料、表決書、意見書又は参加書等の必要な資料を委員に送付する。

（2）会議の成立要件

期日までに委員の過半数からの返信をもって会議が開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとする。

（3）会議の日

書面会議の開催日は、期日内で委員からの返信を附属機関が受領した最後の日とする。

（4）議決方法

議決の方法は、平塚市病院運営審議会規程第4条第3項の規定による。

（5）会議結果

書面会議開催後、資料、会議録等をホームページで公表する。

2 報酬の支払いの判断基準

書面会議の出席者に対して、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の規定に基づく額の報酬を支払う。

以上